

答 申

1 審議会の結論

福岡県知事が作成した「住民基本台帳ネットワークに関する事務 全項目評価書(案)」(以下「本件評価書」という。)については、個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針(以下「指針」という。)に基づき、特定個人情報保護評価(以下「評価」という。)が適切に行われているものと認められる。

2 本件評価書の審査内容

当審議会では、指針に定める審査の観点に基づき、本件評価書の適合性(実施手続等に適合した評価を実施しているか)及び妥当性(評価の内容が指針に定める評価の目的等に照らし、妥当と認められるか)について、次のとおり審査を行った。

(1) 本件評価書の事務の概要

事務の名称	住民基本台帳ネットワークに関する事務
事務の内容	ア 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき住民基本台帳のネットワーク化を図り、市町村と共同して構築している全国共通の本人確認システムを用いて、本人確認情報の管理、更新及び提供を行うもの イ 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 国外転出者に係る本人確認を行うために、市町村と共同して新たに構築する全国共通の附票連携システムを用いて、附票本人確認情報の管理、更新及び提供を行うもの
特定個人情報ファイルの名称	ア 都道府県知事保存本人確認情報ファイル イ 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル
特定個人情報ファイルを取り扱う理由	ア 都道府県知事保存本人確認情報ファイル 転出入等による住民情報の処理をスムーズに行うとともに、全地方公共団体で本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理するため、特定個人情報を取り扱うもの イ 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 国外転出者の本人確認手段として、全地方公共団体で附票本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理するため、特定個人情報を取り扱うもの

(2) 適合性について

次のとおり、指針に定められた実施手続等に適合した評価を実施していると認められる。

ア しきい値判断について

事務において取り扱う特定個人情報ファイルの対象となる本人の数が100万人以上1,000万人未満であるため、対象人数30万人以上の場合に必要な全項目評価となっている。

イ 実施主体について

事務の実施主体である福岡県知事が評価を実施している。

ウ 評価書の公表について

評価書を公表することにより、セキュリティ上のリスクがあると認められる部分は存在しないとして、本件評価書の内容を全て公表することとしている。

エ 実施時期について

福岡県知事は、当該事務について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第28条第1項の規定に基づき、特定個人情報ファイルの取扱いに重要な変更を加える前に、評価を再実施している。

オ 県民等からの意見聴取について

令和5年8月18日から令和5年9月19日までの間、県民等からの意見聴取を実施した結果、評価書に対する意見はなかった。

カ 本件評価書の記載内容について

事務の実態に基づき、評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載している。

(3) 妥当性について

事務の実態に基づき、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスクを特定し、当該リスクを軽減するために講ずべき措置を適切に記載していると認められる。その主な内容は、次のとおりである。

ア 特定個人情報の入手について

特定個人情報の入手経路は、専用回線でつながれた市町村コミュニケーションサーバからに限られている。また、県が市町村から入手することのできる情報の項目は法令上限定されており、入手に際しては専用のアプリケーションによって、情報の暗号化や認証を行い、全自動処理により人為的なアクセスを排除するなどの対策を講じることとしている。

イ 特定個人情報の使用について

権限のない者による住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システム

(以下「システム」という。)の不正使用を防ぐため、生体認証による操作者認証を行うこととしている。また、操作者の業務に応じた必要最小限のアクセス権限を付与し、アクセス権限がある者を管理簿で管理するとともに、システムの操作履歴を記録し、不適切な利用がないかについて随時確認することとしている。

ウ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託について

委託事業者へのアクセス権限の付与については、委託する業務の遂行に必要な最小限の範囲とし、アクセス権限を有する者を管理簿により管理する。また、再委託を行う業務については、再委託先に委託先と同様の安全管理措置を義務付け、委託先には再委託先の安全管理措置に対する監督を義務付けることとしている。

エ 特定個人情報の提供・移転について

特定個人情報の提供・移転に当たっては、提供・移転に係る記録(提供・移転日時、操作者等の情報。)をシステム上で上書きすることなく保管することとしている。また、利用者やアクセス権限の管理を行い、情報の持出しを制限することとしている。

このほか、誤った相手に提供することがないように、提供方法に応じて相手方の確認やパスワード設定方法等のルールが定められている。

オ 特定個人情報の保管・消去について

出力した記録媒体等を施錠管理して保管するとともに、ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新等の措置を講じることとしている。また、都道府県サーバの集約センターにおいては、サーバ設置場所及び記録媒体の保管場所を施錠管理するとともに、監視カメラによる入退室者の特定及び管理を行うこととしている。

磁気ディスクの廃棄時は、専用ソフトによるフォーマットや物理的破砕等を行うこととし、内容の消去・破壊等についての記録を残すこととしている。

したがって、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

3 付言

住民基本台帳ネットワークに関する事務は、個人番号に加え、個人の氏名、性別、住所、生年月日等の特定の個人を識別することができる個人情報を取り扱うものであることから、当該事務に従事する職員及び委託事業者に対する指導・監督を徹底するとともに、改めて委託先及び再委託先において適切な安全管理措置が講じられているかを点検し、漏えい・滅失・毀損の発生の防止に万全を期すこと。

以上、答申する。

令和5年12月21日

福岡県個人情報保護審議会第二部会

委員 小林 登 (部会長)

井上 真由美

櫻井 幸一

佐々木 久美子

山元 規靖